



文部科学省

私立学校における学校安全の推進 生命（いのち）の安全教育

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

私立学校における学校安全の推進

学校安全の体系及び主な課題等

- 学校安全は、①児童生徒等が自ら安全に行動するとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成と、②児童生徒等の安全を確保するための体制整備により推進（「安全教育」と「安全管理」から構成）。
～学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 第2節学校安全の考え方 ポイントより抜粋(P.9)～
- 東日本大震災・熊本地震のような地震及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の子供が巻き込まれる交通事故、学校内外における子供を脅かす事件など、様々な安全上の課題への対応が求められている。

学校安全の体系

- 学校保健安全法
- 第3次学校安全の推進に関する計画（閣議決定）
（令和4年度～令和8年度）
※文部科学省に「学校安全の推進に関する有識者会議」を設置

各学校

国公私全体での作成率 97.9%
私立学校のみでの作成率 92.0%

- 学校安全計画【作成義務】
 - ✓ 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理）の年間計画
- 危機管理マニュアル【作成義務】
 - ✓ 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順

各教科、総合学習、特別活動等における指導

安全点検・訓練の実施、各種災害時の安全措置
校内の協力体制・研修、家庭・地域社会との連携

- 学校の管理下で重大事故が発生した場合は、**学校事故対応に関する指針**に基づき、学校設置者等への報告・原因調査等を行う（死亡事故は国へ報告）

主な課題・取組

- 防犯・交通安全
 - ✓ 通学路の安全確保に向け、「登下校見守り活動ハンドブック」を活用したスクールガード等による見守り活動の充実や、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化
- 防災
 - ✓ 防災教育手法の開発等を行うモデル事業の展開、防災教育の充実や質の向上に向けた参考資料の作成等
- 共通・その他
 - ✓ 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を活用した、学校における「危機管理マニュアル」等の見直しの促進
 - ✓ 学校教育活動全体を通じた安全教育の充実
 - ✓ 専門家等アドバイザーの指導・助言を取り入れた学校安全推進の支援
 - ✓ 安全教育の指導者への研修実施の支援
 - ✓ 熱中症事故の防止、有害環境対策の推進

学校安全計画

概要・作成状況

- 学校保健安全法第27条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で策定。
- 全ての学校（1条校）に**作成義務**。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理の両方を含む）の年間計画。
- 毎学期1回以上、計画に基づく安全点検を行う義務（施行規則第28条）。

学校保健安全法（抄）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

策定状況（R3年度末）

私立学校のみでは92.0%

策定している学校の割合		97.9%
策定している学校のうち、安全指導について盛り込んでいる学校の割合		99.8%
策定している学校のうち、職員研修等について盛り込んでいる学校の割合		92.3%
策定している学校のうち、学校の施設及び設備の安全点検について盛り込んでいる学校の割合		97.7%
策定している学校のうち、計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合		74.3%

記載内容例（小学校）

	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全教育	・安全な登下校	・防犯教室	・安全なプールの利用の仕方 	・自転車乗車時の約束 	・校庭や屋上の使い方の決まり	・乗り物の安全な乗り降りの方	・校庭や屋上の使い方の決まり	・冬休みの安全な過ごし方	・「おかしも」の約束	・身近な道路標識 	・けがをしやすい時間と場所
安全管理	・避難路の確認	・諸設備の点検	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・校外学習時の道路の歩き方	・安全な登下校 	・凍結路や雪道の歩き方	・防災用具の点検・整備 	・学区内の安全施設の確認	・1年間の評価と反省
組織活動	・春の交通安全運動期間の街頭指導 	・熱中症予防と発生時の対応	・地域ぐるみの学校安全推進委員会	・地域パトロール意見交換会	・秋の交通安全運動期間の街頭指導	・学校安全委員会	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会	・地域ぐるみの学校安全推進委員会

※学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」に記載例を示している

危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)

根拠・作成状況

- 学校保健安全法第29条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で作成。
- 全ての学校（1条校）に**作成義務**。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアル。

作成率	99.1%
作成している学校のうち盛り込んでいる内容の割合	生活安全 93.2%
	災害安全 97.3%
	交通安全 75.7%

私立学校
のみでは
96.5%

学校保健安全法（抄）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

作成のガイドライン

※平成14年から作成

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（H24.3）

- 東日本大震災を受けて、地震・津波を想定した事前、発生時、事後の危機管理について、学校防災マニュアル(危機管理マニュアルと同義)の作成、見直し、改善の行う際の留意点や手順、各種資料等を示したもの。



学校の危機管理マニュアル作成の手引（H30.2）

- 近年の様々な安全上の課題を踏まえて、不審者侵入、交通事故、気象災害、地震・津波、弾道ミサイル発射、学校への犯罪予告などを想定した危機管理マニュアル作成の手引。特別支援学校・幼稚園における留意点も記載。



記載内容

<事前の危機管理>

- ・ 体制整備：学校と関係機関（教育委員会、警察、医療機関、首長部局、PTAなどとの連携体制、協議会など）
- ・ 点検：危険箇所の抽出
 - ・ 分析・管理
- ・ 避難訓練：避難計画の策定と訓練の実施



- ・ 教職員研修：学校安全の中核となる教員の養成、研修、校内研修
- ・ 安全教育：危険予測・危険回避能力の育成、学校安全計画に基づく系統的な指導 「通学路安全マップ」の作成



<発生時の危機管理>

- ・ 事故発生直後の対応



<事後の危機管理>

- ・ 安否確認
- ・ 引渡しと待機
- ・ 教育活動の継続
- ・ 避難所協力
- ・ 心のケア
- ・ 調査・検証・報告・再発防止等

評価・見直しガイドライン

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（R3.6）

- 見直し・改善を行う際の視点・考え方、その他の参考となる掲載を解説した内容をはじめ、マニュアルを見直す際になる情報として「コラム」も掲載。



第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（**計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間**）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の**実効性に課題**
- 学校安全の**取組内容や意識の差**
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
など

施策の基本的な方向性

- **学校安全計画・危機管理マニュアル**を見直すサイクルを構築し、**学校安全の実効性**を高める
- **地域の多様な主体と密接に連携・協働**し、**子供の視点**を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における**実践的・実効的な安全教育**を推進する
- **地域の災害リスク**を踏まえた実践的な**防災教育・訓練**を実施する
- 事故情報や学校の取組状況など**データを活用し学校安全を「見える化」**する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における**安全文化の醸成**）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、**主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること**
- 学校管理下における児童生徒等の**死亡事故の発生件数について限りなくゼロ**にすること
- 学校管理下における児童生徒等の**負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少**させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

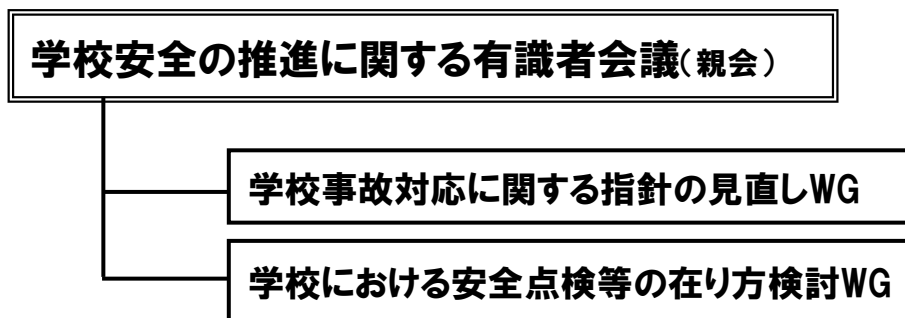
- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

「学校安全の推進に関する有識者会議」について

1. 令和5年度における検討体制

「学校事故対応に関する指針の見直し」及び「学校における安全点検等の在り方（消費者安全調査委員会からの意見への対応も含む）」について議論を深掘りするため、設置要綱に基づき、ワーキンググループ（WG）を設置し、機動的に検討を進める。

親会においては、定期的にWGから検討状況の報告を受け、各テーマの関係性を俯瞰し、学校安全の推進に係る諸政策の一体性を図った議論を進める。



2. 検討の進め方

- 第3次計画期間（令和4年度～8年度）においては、以下の6点を本会議の検討テーマとする。
 - ・ **学校事故対応に関する指針の見直しについて**
 - ・ 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について
 - ・ 学校安全を推進するための組織体制の在り方について
 - ・ 学校における安全教育の取組のさらなる充実について
 - ・ **学校における安全点検の在り方について**
 - ・ 学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証について
- 「**学校事故対応に関する指針の見直し**」と「**学校における安全点検等の在り方**」の検討の後、「危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める施策」と「学校安全を推進するための組織体制の在り方」について、それぞれ順次検討を進めることとする。
- 「学校における安全教育の取組のさらなる充実」と「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」については、テーマの性質に鑑み、第3次計画期間中は継続的に議論を行うこととする。
- WGを設置する場合には、それぞれ検討に当たってその範囲を明示し、各WGの検討状況を親会と共有することで各テーマの関係性を整理しながら、常に政策としての一体性を確保しつつ議論を進める。

- ・ 「事故の未然防止」「事故等が発生した際の応急手当」「事故の発生原因の究明」「安全対策の検証」「被害児童生徒等の保護者への支援」「事故の再発防止」等に適切に取り組むための指針として作成。(平成28年3月)
- ・ 「第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日閣議決定)」を踏まえ、「**組織的な事故の未然防止**」「**重大事故発生に関する国への報告**」「**事故発生時の適切な対応**」等について実効性を高めるため改訂。(令和6年X月)

- ・ 主体をアイコンで表示
 - 学** 学校
 - 設** 学校設置者
 - 行** 都道府県等担当課
- ・ 主なR6.X改訂等箇所を **橙**字で記載

対象

- ・ **学校の管理下で発生した事故**(登下校中に発生した事故についても本指針を踏まえた対応を基本とする)
 - ・ 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ※幼稚園については他の指針等によらない部分は本指針を踏まえた対応をおこなう

事故の未然防止

学 設 行

- ・ 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 事例共有の重要性を指摘
- ・ 教職員の危機管理に関する資質の向上 「事前」「発生時」「事後」の観点で取組を整理
- ・ 危機管理マニュアル等の策定・点検・見直し 学校設置者による指導助言
- ・ 安全点検の実施、安全教育の充実 国においてR6.3に「学校における安全点検要領」を公表予定

事故発生に備えた事前の取組等

学 設 行

- ・ 緊急時対応に関する事前の体制整備 教職員が誰でも・組織的に対応できる備え
- ・ 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備

事故発生時の対応を保護者と予め共有
コミスクの仕組み等を生かし学校安全について連携・協働する関係づくり

事故発生後の対応の流れ

① 速やかな応急手当、被害児童生徒等の保護者への連絡、被害児童生徒等以外の児童生徒等の対応、学校設置者等への報告 **学 設 行**

- ・ **誰でも即座に119番通報、複数の教職員で通信指令員からの口頭指示等を共有し対応** 死亡事故・意識不明等の命に係わる事故は国まで直ちに一報

② 「基本調査」を実施、結果を学校設置者等へ報告

- ・ 死亡事故、**意識不明事故**、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故、**身体の欠損・身体機能の喪失を伴う事故等**を対象
- ・ 関係者の記憶が鮮明なうち(調査開始から3日以内を目安)に児童生徒等からを含め聞き取りを実施 **学 設**
- ・ 情報を整理、**再発防止策を検討、学校設置者・都道府県等担当課へ報告** **学 設 行** 「基本調査」の実施状況は年度ごとに国においても確認

③ 「詳細調査」実施に係る判断・報告、「詳細調査」の実施

- ・ 「基本調査」で整理された情報や被害児童生徒等の保護者の意向等を踏まえ「詳細調査」実施について判断、**報告** **設 行**
- ・ 詳細調査委員会を設置し「詳細調査」を実施、事故に至る過程や原因を調査し、再発防止等について提言をまとめる **設** 命に係わる事故についての「詳細調査」実施の判断は「基本調査」結果とともに国まで随時報告

調査対象となる事案と直接関係のない者(第三者)により構成

④ 再発防止策の策定・実施

- ・ 詳細調査報告書等を踏まえ速やかに具体的な措置を講ずる。詳細調査報告書は国にも提出する **学 設 行**

再発防止策は、**具体的・実践的な内容をマニュアルにまとめる**等し徹底が図られるよう努める
国においても再発防止策を広く共有するとともに、**必要に応じその実施状況の把握**を行う

【全体を通して】被害児童生徒等やその保護者等への支援 **学 設 行**

- ・ 被害児童生徒等やその保護者への丁寧な説明を行うとともに継続的なサポートが必要
- ・ 災害共済給付等について必要な説明を行い、**十分な意思疎通**を図り手続きを行う
- ・ 中立な立場で事故の対応を支援する「**支援担当者(複数人での対応も考えられる)**」を設置することも有効
- ・ **被害児童生徒等以外の児童生徒等への配慮**も必要

事故の重大性等に鑑み、
学校のみではなく、**学校設置者等も積極的に関わる**ことが重要

学校における安全点検要領

暫定稿

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常の安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【学校における安全点検要領パンフレット版】

【学校における安全点検要領全体版】



安全点検要領について

- 掲載ページ一覧
- 1 点検要領の作成目的
- 2 点検要領の構成
- 3 消費者安全調査委員会からの意見



安全点検実施の考え方

- 1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育との一体的な取組
- 2 学校における安全点検のPDCAサイクル
- 3 安全点検の実施体制と実施の流れ(例)
- 4 改善措置と計画的な環境整備



安全点検の種類と対象

- 1 学校保健安全法施行規則に基づく安全点検(種類)
- 2 「日常の安全点検」の実施の考え方
- 3 学校における安全点検を行う対象の考え方
- 4 点検の頻度と方法



事故等情報の共有

- 1 事故発生リスク(日本スポーツ振興センター災害共済給付事例等を基に)
- 2 ヒヤリハット事例の活用

点検項目	点検状況	点検日
校舎の屋根	正常	2023.10.10
校舎の壁	正常	2023.10.10
校舎の床	正常	2023.10.10
校舎の窓	正常	2023.10.10
校舎の扉	正常	2023.10.10
校舎の階段	正常	2023.10.10
校舎のトイレ	正常	2023.10.10
校舎の給排水設備	正常	2023.10.10
校舎の電気設備	正常	2023.10.10
校舎の空調設備	正常	2023.10.10
校舎の防災設備	正常	2023.10.10
校舎のセキュリティ設備	正常	2023.10.10

安全点検表の活用

- 1 安全点検表の作成にあたって
- 2 安全点検表作成のベースとなる点検の観点
- 3 安全点検表及び集計表(様式サンプル)



安全点検の方法の解説

- 1 解説の活用のしかた
- 2 場所ごとの安全点検の方法の解説(解説映像付き)



安全点検取組事例

- 1 専門家を活用した安全点検
- 2 教職員の負担軽減に資する安全点検
- 3 児童生徒等の視点を取り入れた安全点検
- 4 地域や保護者等と連携した安全点検
- 5 PDCAサイクルを生かした安全点検
- 6 実効性のある安全点検の組織的な取組

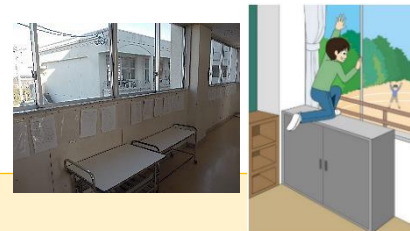


安全点検参考資料

- 1 安全点検に関する通知
- 2 安全点検の参考となる資料
- 3 安全点検要領の検討に関する会議

☑窓下に、足掛かりになるものがないか。

☑窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。



【事故の発生リスク】

- ・窓際の棚に登る、カーテンが閉じられている状態で窓が閉まっていると誤解して寄りかかるなどにより転落する
- ・窓ガラスにひび割れ等があると地震の揺れ等で破損、また、窓の変形によりガラスが破損し、飛散する
- ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって障子ごと脱落する
- ・窓などに変形、腐食、レールの摩耗、閉めた状態でガタつく場合は、地震の揺れ等により脱落する
- ・枠材への掛かり代が小さな場合やガタつきが大きな場合は、地震時等に建具が外れ転倒する

■点検の視点

- 窓下に足掛かりになるものがないか日常的に点検します。（窓に落下防止の手すりがあっても、窓下に足掛かりになるものがあると、窓が開いている状態で登った場合に転落の危険があるため留意が必要）
- 窓やドアの開閉及び、内部建具は、目視だけでなく、触診等により支障がないか点検します。



点検の映像
(1～2分)

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・授業等の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。（窓に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な窓のクレセントがかかっているかも確認する。）

※クレセントの点検方法は[こちらから](#)

【定期の安全点検】

- ・窓からの転落防止の手すりやその他器具の異常がないかを確認する。
- ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
- ・内部建具は、手で軽く押した際に取付け部にガタつきがないか点検する。



■対応

用語解説

障子…建具の可動部分、内部建具…教室と廊下の間の戸や窓などの建具

- ・窓際の足掛かりになる設置物の撤去、または、体が落ちないように一部しか窓が開かないなどの対策を講ずる。
- ・学校だけの対応が難しい場合は危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、児童生徒等に注意を促すとともに、学校設置者に連絡しましょう。

消費者安全調査委員会「学校の施設又は設備による事故等」調査報告書

1. 調査の概要

消費者安全調査委員会は、被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査を実施（以下は訪問した学校において確認された、死亡の危険のある設備例）。その結果を取りまとめた報告書が令和5年3月3日に公表された。



写真1 教室の窓際に設置された棚



図1 事故イメージ
(棚に登り窓から転落)



写真2 積み重ねられ
固定されていない棚



図2 事故のイメージ
(棚の転倒及び落下)

2. 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

文部科学大臣への意見

1 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検に関する手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検に関する担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故が発生する可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。

学校安全教室の推進

令和6年度予算額（案） 29百万円
（前年度予算額） 35百万円

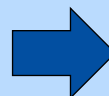


文部科学省

【委託事業、都道府県・指定都市教育委員会対象、平成15年度事業開始】

○安全教育上の課題

- 様々な計画やマニュアルが整備されつつも必ずしも**実効的な取組に結びついていない**
- 児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達段階に応じた取組の推進が必要**
- 地域・学校設置者・学校・教職員間において**学校安全の取組内容や意識に差がある**
- SNSに起因する犯罪、性犯罪・性暴力等**現代的課題への対応も必要**



教職員等の安全教育における指導力の向上等が必要



○都道府県等における教職員等への研修の実施等

※「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容を盛り込みつつ実施

・安全教育の指導者の養成

・教職員等の安全対応能力の向上

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

事故等発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

防犯教室講習会

- 不審者侵入時の対応、防犯避難訓練の実施
- 防犯対策、さすまた・防護盾を活用した防犯訓練**
- 登下校時の危険と対処方法に関する指導
- 危険予測・回避能力等を育むための指導 等



防災教室講習会

- ロールプレイングの導入、安全マップの作成方法
- 熱中症予防対策等の推進
- 災害発生時の適切な判断（正常性バイアスを含む）と避難
- 学校や地域の実情に応じた防災マニュアルの作成 等



事故対応に関する講習会

- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること 等

心肺蘇生法実技講習会

- 蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習
- AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実技講習 等



交通安全教室講習会

- 登下校の安全確保のポイント、通学路合同点検のチェックポイント
- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導、電動キックボードの交通方法等の指導
- 関係団体や外部講師による講習会 等



<リーフレット>

「たいせつないのちとあんぜん」

・現代的課題への対応

・リーフレットの作成・配布

教職員等の研修・訓練の充実

小学校新1年生向けのリーフレット

- 教職員のための学校安全eラーニングの活用
- 様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- SNSに起因する犯罪や性犯罪等への対策
- ヒヤリハット事例の活用、子供の視点を加えた安全点検の手法の確立 等



- 防犯、防災、交通安全に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレット「たいせつないのちとあんぜん」を作成し、全国の小学校新1年生全員に配布（約120万部）



○期待される成果

児童生徒等が安全に関する資質・能力を身に付ける



児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故を減少させる



児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする



学校安全の推進に向けた課題

- ・学校において様々な計画やマニュアルが作成されているが**実効的な取組に結び付いていない**。
- ・地域、学校設置者、学校教職員の学校安全の**取組内容や意識に差がある**。
- ・東日本大震災の記憶を風化させることなく、今後発生が懸念される大規模災害に備えた**実践的な防災教育を全国的に進めていくことが必要である**。
- ・地域の多様な主体と連携・協同し、**子供の視点を加えた安全対策を推進する必要がある**。

「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）に基づく取組を推進

1. 組織的取組	2. 関係機関との連携	3. 安全教育	4. 安全管理	5. 横断的事項
<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全計画のPDCAサイクルの確立 ・学校安全に係る中核的職員の育成配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクール等の仕組みの活用 ・関係機関と連携した通学時の安全確保や防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育 ・体験活動やデジタル技術を活用した安全教育 ・幼児期、特別支援学校の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の視点を加えた安全点検 ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全情報の見える化 ・通学路の安全対策等の好事例の実情把握 ・設置主体（国公立）に関わらない取組の推進 ・学校安全を意識する機会の設定(学校安全の日等)

セーフティプロモーションスクール（SPS）の考え方※を取り込み、全国的に学校安全を推進していく。

※安全教育・安全管理・組織活動に係る計画の策定、安全担当中核教員の設置、関係機関との連携、評価改善の実施など、継続的に学校安全に取り組む。

● 学校安全推進体制の構築 R6予算額(案) 180百万円(184百万円)

【都道府県・指定都市教育委員会への委託事業、平成24年度事業開始】

計画に基づくモデル的取組を各地域で実施し、その事例、成果等を地域全体で共有。地域全体の学校安全の底上げと裾野の拡大を図る。



● 学校安全に係る専門性向上支援 R6予算額(案) 26百万円(53百万円)

【民間企業等への委託事業、令和4年度事業開始】

各学校（国公立・私立含む）に対し、学校安全に係る研修の実施、専門家の派遣等様々な支援を行い、全国の学校の安全の推進を図る。

②26,395千円×1団体=26,396
②26,396千円×2団体=52,791

学校安全実践力向上セミナー等の開催

- ・学校設置主体の別を問わず学校安全推進のためのセミナーを開催
例) 防犯・事故対応等テーマ別オンラインセミナー 危機管理マニュアル見直しセミナー
- ・SPSの考え方を取り入れた取組の支援（専門家等の派遣）
- ・PDCAサイクルに基づく学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すアドバイザー派遣等
- ・各学校の安全点検・事故対応の高度化に資するよう、各地域での助言等を実施
- ・避難計画に関する合同相談会の実施

学校安全指導者研修会の開催

- ・各地域における学校安全に関する研修講師等となる者に、効果的な研修会実施に必要な知識などを習得させることで、各地域における研修会の質を向上

※ その他諸経費（ポータルサイト管理費・全国連絡協議会運営費等（4百万円（前年度 4百万円））

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

学校安全ポータルサイト

MEXT
文部科学省
×
学校安全
School Safety

文部科学省作成
学校安全参考資料一覧

文部科学省予算事業

都道府県・政令市教育委員会
作成資料一覧

- 研修会情報
- 文科省作成資料
(危機管理マニュアル作成の手引き等)
- 都道府県等作成資料
(児童生徒等向け教材・教職員向けの資料等)
- 重大事故事例
- 熱中症対策情報 等

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

What's New 新着情報

12月18日 サイト内のキーワード検索機能を実装しました。
トップページ (このページ) はページ右端、その他のページはペー

学校安全に関する情報は
「学校安全ポータルサイト」
で検索！！



こちらのQRコードから
サイトをご覧ください。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html>

学校事故対応に関する指針・事故事例共有

水害に備えた防災教育 マイ・タイムラインの活用について

学校への不審者侵入の防止と対応

Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動 (例)

教職員のための学校安全e-ラーニング

キーワードから探す

Google 提供

11月 アクセスランキング

1 Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動 (例)

文部科学省作成

2 学校管理下における重大事故事例「1 中学校ハンドボール部熱中症」

教職員のための学校安全e-ラーニング

全ての教職員は、各キャリアステージにおいて必要な学校安全に関する資質・能力を身に付けることが求められています。「教職員のための学校安全e-ラーニング」は誰でも・いつでも・どこでも、学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶことができます。

画面イメージ

基礎研修② 安全教育の基礎

はじめに

1. 安全教育の目標

[1] 安全教育の目標

[2] 安全教育の目指す資質・能力

[3] 発達段階に応じた安全教育の目標

2. 安全教育の内容

[1] 学校安全の3領域

[2] 安全教育の内容—生活安全—

[3] 安全教育の内容—交通安全—

[4] 安全教育の内容—災害安全—

3. 安全教育の進め方

[1] 教育課程における安全教育

[2] 各教科等における指導

[3] 特別活動における指導

教育課程における安全教育

安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育む

教育要領

+

児童生徒等の実情

+

自助

学習指導要領

+

地域の実態

+

共助

公助

- ✓ 安全に関する内容のつながりを整理（安全計画に位置付け）
⇒ **系統的・体系的な安全教育を計画的に**
- ✓ 家庭や地域社会との連携 ✓ 校種間連携
- ✓ 必要な人的又は物的な体制の確保

活用シーン

教職員向け研修の
事前学習教材や動画教材として


初任者研修

校内研修

教員免許状更新講習

etc.

⋮



学校安全ポータル
サイトで誰でも
学べます！

大学の
学校安全に関する
講義の教材として


初任者研修

校内研修


教員免許状更新講習

etc.

⋮




個人の自己学習教材として



パソコン

OK



スマホ
タブレット

OK

コースの名称	対 象	主 な 内 容
基礎研修①		学校安全の全体像
基礎研修②	教職員を目指す学生等	安全教育の基礎
基礎研修③		安全管理の基礎
初任者等向け研修	1年目から概ね5年程度の教職員	学校安全の具体
中堅教員向け研修	概ね6年以上、中堅として活動する教職員	学校安全のPDCA
管理職向け研修	管理職又はそれに準じる立場の教職員	目標と体系、組織活動

小テストに合格すると修了証が発行されます！

夏休み中に多くの方が受講しています😊

16

生命（いのち）の安全教育

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

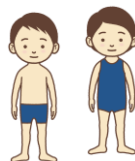
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官

森本 晋也



＜動画の構成＞

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**にする」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを公表。
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。
- 弱い立場に置かれたことも、若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされた。

「**子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ**」
（R5.7.26 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議決定）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

（4）児童・生徒等への教育啓発の充実

すべての子どもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「**生命（いのち）の安全教育**」について、**これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。**（後略）

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。

未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。

取組内容

「生命（いのち）の安全教育」に新たに取り組む**学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画**を作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。
（既に取り組んでいる学校等においても、取組の継続的な実施のため、動画の活用を促す。）

[6百万円×1本×5対象 = 30百万円]

動画

- 発達段階（※）に応じ、指導のねらい・ポイント・配慮事項を、指導過程の中で解説した動画を作成する
（※）①幼児期、②小学校（低・中学年）、③小学校（高学年）、④中学校、⑤高校
- 各段階別の基礎的な指導内容を中心に、ワーク（ケーススタディ型のグループ活動やロールプレイなど）の進め方等を含む内容とする

授業の流れ

導入

展開

まとめ

動画化



なるほど！



教育委員会/学校

「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎

クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
 - ・自他の尊重／性暴力
（自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）
についての理解、自分の身を守る方法 等）



◆工夫点

- ・「[家庭とともに行う生命（いのち）の安全教育](#)」を**目指して保護者説明会（※）を実施。**

（※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話

◆成果

- ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったりしたことが報告され、相乗効果がみられた。

事例③ 大阪市立田島南小学校、 大阪市立田島中学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV
（プライベートゾーン、心と体の距離感、
情報モラル教育、デートDV 等）

◆工夫点

- ・**小中一貫教育として、小・中学校合同で
全学年公開授業（保護者参観）を実施。**

◆成果

- ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
- ・公開授業では、扱いにくいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

<小学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	たいせつなところと体～プライベートゾーン～
2年生	みんなむかしは赤ちゃんだった
3年生	子どもの権利条約って知ってる？
4年生	10歳のハローワーク～LSWの視点から～
4年生	障がい者理解教育指導案「考えようみんなの凸凹」
5年生	愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～
5年生	スマホについて考えよう
6年生	家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～

<中学校の公開授業>

学年	授業内容
1年生	脳と心と体とわたし～思春期のトラウマとアタッチメント～
2年生	リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～
3年生	社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から～

※令和5年度より、大阪市教育委員会の所管する小学校・中学校で全校実施。

<その他、令和5年度から全校実施に取り組む教育委員会>（性犯罪・性暴力の防止教育）

東京都（公立小・中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校）、福岡県（公立小・中学校、高校、特別支援学校）、さいたま市（公立小・中学校）、浦安市（公立小学校）ほか

事例② 千葉市立西小中台小学校、 千葉市立有吉小学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性
（自分と他の人の大切なところの理解、お互いの
体を守るルールの理解、嫌な気持ちになる場面
での対応方法 等）



◆工夫点

- ・**外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。**

◆成果

- ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

事例④ 鳥取県立岩美高等学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／デートDV
（「自分の大切さとともに他者の大切さを認める」人権
感覚の育成、デートDVの事例など性暴力について
の理解 等）



◆工夫点

- ・**校内連携によるチーム・ティーチング。**
（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループディスカッションを支援。）

◆成果

- ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりでは抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

生命（いのち）の安全教育推進事業

令和6年度予算額（案） 250万円
 (前年度予算額) 330万円



文部科学省

【事業開始年度：令和3年度】

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
 （※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）」
 (R5.6.13 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

Ⅱ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑥ 生命（いのち）の安全教育の**全国展開の推進**

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、**自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。**



これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。
令和6年度は、これらの取組を一層加速させるため、生命（いのち）の安全教育の普及展開を図る。

取組 普及展開事業の実施

生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す**教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。

取組例

- 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供による授業実施支援
- 外部人材の活用促進、域内の教育を総合的に推進するコーディネーターの設置
- 実施校同士のネットワーク構築や未実施校への普及のためのイベント開催（フォーラム、シンポジウム等）

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋

幼児向け教材例
 みずびでかくれるところは、じいさんだけのだいじなところだからだよ

小学生向け教材例
 SNSを使うときに気をつけること
 SNSで中傷されている場合は、素直に報告してほしい人の名前を

中学生向け教材例
 性暴力の例【デートDV】
 デートDVとは、恋人や交際相手から、身体的・精神的・経済的・性的被害を受けることを指します。被害者は、被害を受けたことに気づかずに、被害を繰り返すことがあります。

事業イメージ（県単位で実施する場合）

